

事 務 連 絡
令和元年9月20日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

リコール情報周知に係る御協力をお願い

消費者庁では、平成24年4月より「消費者庁リコール情報サイト」を運営し、製品リコール情報や食品のアレルゲン表示の欠落や誤表示に関する回収情報等、リコール情報の一元的な収集・情報提供を行っております。平成31年3月には当サイトをリニューアルし、消費者に向けたより一層の分かりやすい情報提供を行っております。

このたび、リコール対象品による消費者事故の防止に向け、リコール情報の消費者への更なる周知につき、消費者庁より下記のとおり依頼がありましたので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 消費者からリコール情報に関する相談を受けた際に「消費者庁リコール情報サイト (<https://www.recall.caa.go.jp/>)」の紹介・活用をお願いします。
2. ホームページに、当サイトへリンクをお願いします。
3. 別添チラシや付せん(※)を活用する等、関連施設等の職員及び関係する保護者等へ当サイト「リコール情報メールサービス」の周知をお願いします。
※保護者等への配布のため、消費者庁作成の付せんの送付を御希望の方は、部署・担当者名・送付先・必要部数を以下問合せ先にメールの上、お電話をお願いします。

以上

< 問合せ先 >

消費者庁消費者安全課 稲垣、土方
TEL : 03(3507)9202 (直通)
FAX : 03(3507)9290
g.anzenka@caa.go.jp

メルマガ登録で 子どもを事故から守りましょう！



消費者庁では、リコール対象品による事故を防ぐため、**新着リコール情報をメールで配信**しています。



どんなものがリコールされているの？

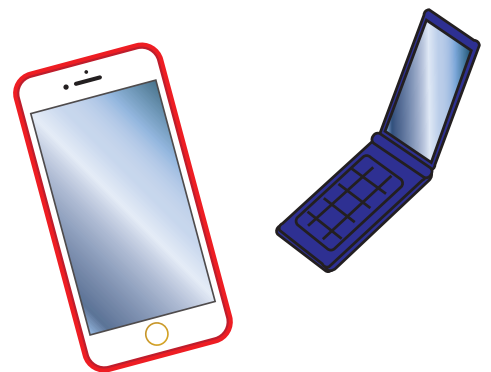
- 家庭用品、家電製品
- アレルギー物質表示等にミスがあった食品
- 化粧品、医薬品 他

スマホやケータイで登録してください！

登録はこちらから



※本サービスは、休日は配信しておりません。
※本サービスは無料（通信料金は除く）です。
※迷惑メール対策などで受信制限を行っている場合は、ドメインが「@caa.go.jp」のメールが受信できるよう設定してから登録してください。



消費者庁リコール情報サイト
<https://www.recall.caa.go.jp/>

リコール情報メールサービス
<https://www.recall.caa.go.jp/service/register.php>



担当：消費者庁消費者安全課 03-3507-9202



メルマガ登録で 賢くリスクを回避しましょう！

消費者庁リコール情報 メールサービス

消費者庁では、リコール対象品による事故を防ぐため、新着リコール情報をメールで配信しています。



どんなものがリコールされているの？

- 家庭用品、家電製品
- アレルギー物質表示等にミスがあった食品
- 化粧品、医薬品 他

注意

※本サービスは、休日は配信していません。

※本サービスは無料（通信料金は除く）です。

※迷惑メール対策などで受信制限を行っている場合は、ドメインが「@caa.go.jp」のメールが受信できるよう設定してから登録してください。

—お申込み方法—消費者庁リコール情報サイトよりお申込みください

消費者庁リコール情報サイト

検索

<https://www.recall.caa.go.jp/>



担当 消費者庁消費者安全課
TEL 03-3507-9202

